財務会計論

研究開発費の会計（けんきゅうかいはつひのかいけい）

研究開発費の認識・測定・開示に関する会計をさし、日本では1998年3月に企業会計審議会から公表された「研究開発費等に関する会計基準」で取り扱われている。研究開発費とは、研究および開発活動に要した支出額をいう。研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査および探究をいう。開発とは、新しい製品・サービス・生産方法についての計画や設計、既存の製品等を著しく改良するための計画や設計として、研究の成果やその他の知識を具体化することをいう。

研究開発費の会計で論点となるのは、これらの支出額に資産性を認めて資産計上すべきか否かという問題である。研究開発活動が成功すると、収益の増加や費用の削減などの効果が将来の期間におよぶと考えられる。このように将来の収益獲得に貢献すると考えられるのであれば、費用収益対応の原則から費用計上を将来に繰り延べ、当期においては貸借対照表に資産として計上しておくことが合理的となる。あるいは、資産を経済的便益と定義すれば、研究開発活動は将来に経済的便益をもたらすものと考えられ、やはり資産計上に合理性を見出すことができる。

しかし、会計基準ではそうした資産性を認めず、当期の研究開発活動に要した支出額は全額当期の費用に計上することを要求している。その根拠は次の3点である。①将来に収益を獲得する可能性は、研究開発に関する支出を行った時点では不明であること、②仮に一定の要件を満たした場合に資産計上をするとした場合でも、実務上客観的に判断可能な基準を設けることが困難であること、③仮に資産計上か費用計上かを任意に選択適用できるようにすると、企業間での比較可能性が低下することである。

金融商品会計（きんゆうしょうひんかいけい）

金融商品の認識・測定・開示に関する会計をさし、日本では1999年1月に企業会計審議会から公表された「金融商品に関する会計基準」で取り扱われている。金融商品とは、金融資産、金融負債、デリバティブ取引に関する契約の総称である。金融資産とは、現金預金、受取手形、売掛金、貸付金、有価証券、デリバティブ取引等によって生じる正味の債権等をいう。金融負債とは、支払手形、買掛金、借入金、社債、デリバティブ取引等によって生じる正味の債務等をいう。

金融商品会計でもっとも基本的かつ重要な論点は、金融商品の時価の変動を財務諸表において認識するべきか否か、そしてもし認識するのであればその評価差額を損益として扱うべきか否かという問題である。資産評価に関する取得原価主義、および収益認識に関する実現主義にもとづけば、時価の変動を認識することは未実現利益の計上に結び付くことから、財務諸表において時価の変動は認識するべきではないと考えられる。また、そもそもすべての金融商品について客観的な時価を把握できるとは限らないという問題もある。

一方、時価の変動を認識しなければ、企業の経済実態を財務諸表上適切に反映させることができない場合もある。とくに、時価の変動を無視して過去の取得原価を付けたままでは、貸借対照表の情報の有用性が低下するとも考えられる。また、損益計算の観点からも、金融商品に関する投資目的が時価の値上がりによるキャピタル・ゲインの獲得にあるとすれば、時価の変動こそがその目的に対する成果であり、かつ市場において比較的容易に換金可能であるならば、時間の変動を財務諸表上積極的に認識するべきだと考えられる。

会計基準の基本的な立場は、この後者の考え方を重視し、客観性の高い時価が把握できない場合を除いて時価の変動を認識し、その評価差額を損益に計上することを要求している。ただし、仮に客観性の高い時価が把握できる場合でも、満期まで保有する有価証券など事業遂行上売却することに制約がある場合や保有中の時価の変動を認識することに意味をなさない場合は、取得原価のまま計上することを要求している。また、時価の変動を認識する場合でも、時価の値上がりを期待して保有しているとは認められないものは、評価差額を損益とせずに、純資産に直接計上することとしている。

減損会計（げんそんかいけい）

企業が保有する工場や土地といった固定資産の価値が貸借対照表上の簿価を下回った場合に、その差額を損失として処理する会計をいい、2002年8月に企業会計審議会から公表された「固定資産の減損に係る会計基準」で取り扱われている。固定資産の価値とは、回収可能価額（recoverable amount）をいい、これは資産を継続使用することによって得られる得られと期待される金額価値（使用価値という）と、売却することによって得られると期待される金額（正味売却価額）のいずれか高い方の金額と定義されている。

減損会計基準が抱える問題点として、まず回収可能価額の測定方法があげられる。これらは財務諸表作成者の見積りや判断に依存する要素が大きいため、減損を認識する頻度や減損損失の金額が裁量的となり、ひいては財務諸表の比較可能性を低下させたり、利益調整（earnings management）に使われたりする可能性がある。

また、会計理論上の問題として、ある時点で固定資産の価値が簿価より下回ったとしても、そのことがただちに減損処理の必要性に結び付くとは限らない点があげられる。資産を購入してから使用を終了するまでの投資期間全体に着目すると、過年度の減価償却費が適正に計上されていれば、減損損失を計上する余地がなかった場合もあり得る。この場合、資産価値の減少を理由に減損損失を計上するのではなく、むしろ過年度の減価償却費が不適正であったことを理由に、減価償却費を遡及修正する方が会計理論の観点から適切であるとも考えられる。ただし、過年度修正部分と本来の減損部分とを明確に識別することは実務上困難であるし、また日本では減価償却の過年度修正が修正年度の損益とされており、遡及修正を行わなければ過年度修正による損失も減損による損失も認識された年度の

損失とされる点では同じとなることから、両者を区別することは要求されていない。

リース会計（りーすかいけい）

リース取引で生じる物件の認識・測定・開示に関する会計をさし、日本では2007年3月に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」によって取り扱われている。リース取引とは、物件の所有者である貸手（lessors, レッサー）が、当該物件の借手（lessees, レッシー）に対して、合意された期間にわたってこれを使用収益する権利を与え、借手は合意された使用料を貸手に支払う取引をいう。

リース会計で問題となるのは、借手はリース物件を資産として計上すべきなのか、それとも使用料を計上するだけで資産そのものは計上するべきではないのか、という点である。通常、リース物件の法的所有権は貸手に残されている。この法的所有権を重視すれば、借手は当該物件を所有しているのではなく、あくまで借りているだけにすぎないのだから、借手の貸借対照表に当該物件が資産として計上されることはない。

一方、リース取引の経済的な実質に着目すると、借手は貸手から資金を借り入れ、その資金で自ら物件を購入し、使用期間にわたって貸手からの借り入れに対する利払いと元本の返済を行っていると考えることもできる。リース契約に中途解約不能の条件が付いている場合（あるいは中途解約可能であっても、解約時に相当の違約金を支払う場合）や、当該物件がもつ経済的な役立ちのほぼすべてを借手が享受する場合には、こうした見方が有力となる。

会計基準では、実質優先思考（substance over form, 法的な形式より経済的実質を優先する思考）から、リース取引の経済的実質が「賃借」というより「購入」とみなせる場合には、借手の貸借対照表に当該リース物件を資産として計上することになっている。同時に、借手はリース期間にわたって支払う使用料を評価して、これをリース債務として負債に計上する。その後、毎回の使用料を支払う度に、リース物件に関する資産と負債を減少させ（当該負債に対する支払利息も認識する）、リース期間終了時にはともに金額がゼロになるように会計処理を行う。

企業結合会計（きぎょうけつごうかいけい）

企業結合取引に関する会計をさし、日本では2003年10月に企業会計審議会から公表された「企業結合に係る会計基準」で取り扱われている。企業結合（business combinations）とは、ある企業と他の企業とが1つの報告単位に統合されることをいう。これには、経済的な実態により「取得」と「持分の結合」の2つのタイプがある。前者はある企業が他の企業に対する支配を獲得するタイプであり、後者は統合されるいずれの企業の株主も他方の企業を支配したと認められないタイプである。

それぞれのタイプの経済的実態を反映する会計処理として、パーチェス法（purchase method）と持分プーリング法（pooling of interest method）がある。パーチェス法は、「取得」のタイプを想

定した処理であり、通常の資産を取得したときと同様に処理する方法である。この場合、支配する側の企業が支配される側の企業の資産と負債を公正価値（fair value）で評価し、取得に要した支出額と公正価値との差額は「のれん」として処理する。公正価値とは、取引を実行するために必要な知識をもつ独立した第三者が取引を行うと想定した場合の取引価格をいう。

これに対して、持分プーリング法は、「持分の取得」のタイプを想定した処理であり、支配する側と支配される側それぞれの企業の資産・負債・純資産の内訳を帳簿価額でそのまま合算する方法である。

税効果会計（ぜいこうかかいけい）

税引前利益と法人税等との関連性を確保するための会計をさし、日本では1998年10月に企業会計審議会から公表された「税効果会計に係る会計基準」によって取り扱われている。法人税等とは、具体的に法人税・住民税・事業税をさし、これらは事業遂行上必要であるうえに、出資者たる株主の判断や意思に関わりなく納付しなければならない点で、企業会計において費用としての性質をもつと考えられている。

法人税等の金額は、税法にもとづき各企業の課税所得額に所定の税率を乗じて算定される。課税所得額とは税法上の益金から損金を引いた金額であり、益金と損金はそれぞれ企業会計上の収益と費用を基礎としながら、税法特有の調整項目を加算・減算して決定される。この調整が行われるのは、税法では企業会計とは異なる企業観や国の租税政策が存在するためであるが、これにより企業会計上の損益計算書で計上されるべき費用としての税額と税法にもとづいて算定された実際の税額との間（すなわち益金と収益、および損金と費用との間）に差異が生じる。この差異を企業会計上修正しようとするのが税効果会計の目的である。

こうした差異には、永久に解消されない永久差異とよばれるものと、将来において解消される一時差異とよばれるものがある。税効果会計の対象となるのは一時差異だけであり、一時差異には、①その差異の解消時に課税所得を増額する効果をもつもの（将来加算一時差異）と、②差異の解消時に課税所得を減額する効果をもつもの（将来減算一時差異）とがある。

将来加算一時差異が生じた場合は、その差異の金額に税率を乗じた将来の税金の増額分を、当期の損益計算書における法人税等に追加計上するとともに、同額を**繰延税金負債**という項目で貸借対照表の負債の部に計上する。一方、将来減算一時差異が生じた場合は、その差異の金額に税率を乗じた将来の税金の減額分を、当期の損益計算書における法人税等から減額し、同額を**繰延税金資産**という項目で資産の部に計上する。なお、将来減算一時差異が解消される前提として、その解消時点において当該差異を上回る課税所得を計上していなければならない。この前提が満たされているかどうかは、繰延税金資産の**回収可能性**の問題といわれている。

退職給付会計（たいしょくきゅうふかいけい）

従業員が将来に退職する際に、企業が従業員に対して支払わなければならない債務の認識・測定・開示に関する会計をさし、日本では1998年6月に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準」、企業会計基準委員会から公表された「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（2005年）と「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その2）」（2007年）によって取り扱われている。

退職給付とは、一定の期間にわたり労働を提供したことなどにもとづいて、退職以後に従業員に支給されるものをいい、具体的には退職一時金と退職年金がある。前者は退職時に一時に、後者は退職後に継続的に支払われるものをさす。退職給付は、①従業員が提供した労働の対価の後払い、②勤続に対する功労報償、③退職後の生活保障などの側面をもつが、会計基準ではとくに①の性格を重視している。退職給付を労働対価の後払いと考えるなら、そもそも退職給付が発生するのは勤務期間全体を通じて従業員が労働を提供するからであると考えられ、そうであれば企業は退職給付に関する費用を将来の給付時点より先に認識していかなければならない。

こうした考え方を前提に、次のような会計処理が行われる。将来の退職給付の金額を見積り、このうち当期に発生したと考えられる金額を当期の費用として引当金に繰り入れ、引当金残高（当期までの累計）を負債に計上する。ただし、その費用および負債の金額は、将来の支給額そのものではなく、現在の価値に割り引いて算定する。支給額の見積もりや現在価値の算定に用いる割引率の設定など、全般的に見積りや仮定に多くを依存する会計処理であるため、これらの見積りや仮定に関する情報の一部は財務諸表の注記に開示することが求められている。

外貨換算会計（がいかかんざんかいけい）

外国通貨を用いて測定・表示された会計項目を自国の通貨によって表現しなおす会計をさし、日本では1979年6月に企業会計審議会から公表された「外貨建取引等会計処理基準」によって取り扱われている（1983年、1995年、1999年に改訂）。外国の取引先と輸出入取引を行う場合や外国に支店を設立して事業を営んでいる場合などに、財務諸表を作成するうえで外国通貨を自国の通貨に換算する必要がある。

会計上、換算の問題を複雑にするのは、例えばマイルで表現された距離に1.6093を乗じてキロメートルに表現しなおす場合とは異なり、会計数値の換算は1ドルが100円のこともあれば150円のこともあり得るように、換算の係数となる外国為替相場が時点によって変化することである。このため、どの項目についていつの時点の為替レートを用いるべきかという問題や、取引発生時の為替レート（HR: Historical Rate）で換算された項目を決算時の為替レート（CR: Current Rate）に換算しなおした場合に発生する換算差額を損益計算上どのように取り扱うかという問題が生じる。

為替レートの選択適用については、次の4つの考え方がある。①流動・非流動

法（外貨表示の項目を流動項目と固定項目に分類し、前者にはCRを、後者にはHRをそれぞれ適用する方法）、②貨幣・非貨幣法（外貨表示の項目を貨幣性のものと非貨幣性のものに分類し、前者にはCRを、後者にはHRを適用する方法）、③テンポラル法（外貨表示の項目が取得原価と時価のどちらを表すかによって分類し、前者であればHR、後者であればCRを適用する方法）、④決算日レート法（外貨表示のすべての項目をCRによって換算する方法）である。会計基準では③の考え方を採用している。

換算の際にCRを用いる場合、その換算差額の取り扱いについて一取引基準と二取引基準という2つの考え方がある。前者は、輸出入などの外貨建取引とその後の代金決算取引とを一連の取引として会計処理を行う方法である。後者は、輸出入の外貨建取引と代金決済取引とを独立した別個の取引として会計処理を行う方法である。例えば、為替レートが1ドル＝100円のときに1ドルの商品をドル建てで輸入し、その後、決算期を迎えて為替レートが１ドル＝120円になったとする。決算期の会計処理として、一取引基準では購入時に100円と記録していた商品を120円に修正する。二取引基準では、商品は100円のままとして、為替レートが変動したことによる支払負担増20円を為替差損として処理する。会計基準では、本来の営業活動と為替相場の変動の影響を区別して認識すべきとの考え方から、後者の二取引基準を採用している。

連結会計（れんけつかいけい、consolidated accounting）

複数の企業や事業体からなる企業集団を1つの組織体とみなして、親会社がその企業集団の財政状態と経営成績を総合的に報告する会計をいい、日本では1975年6月に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表原則」（1982年、1997年に改訂）によって取り扱われている。

連結財務諸表を作成する会計慣行は、企業集団としての財政状態と経営成績に関する会計情報が有用であるとの認識から、まずアメリカでもっとも早く発展し、続いてそれがヨーロッパ諸国にも波及した。しかし、日本で連結財務諸表が導入された直接的なきっかけは欧米とは異なり、親会社による子会社を利用した粉飾に対処するために、連結財務諸表の導入によって企業集団の実態を明らかにさせ（粉飾を行う動機を消滅させ）、さらに連結財務諸表の監査を導入することによって粉飾を防止しようとするねらいがあった。

連結会計において、親会社（parent company）とは、他の会社を支配している会社をいい、支配しているとは具体的に議決権付株式の所有状況などの観点から会社の意思決定機関を支配していることをいう。子会社（subsidiary）とは、親会社により支配されている会社をいう。また関連会社とは、親会社や子会社に支配はされていないものの、出資・人事・資金・技術・取引などの関係を通じて、財務や営業の方針に対して重要な影響を受ける会社をいう。子会社と関連会社を合わせて、親会社の「関係会社」という。連結財務諸表で連結の対象になるの

はこれらのうち、子会社である。連結財務諸表は、親会社の財務諸表に、子会社の個別財務諸表を合算して作成するが、その際に企業集団内の会社間の取引は相殺消去される。

ストック・オプション会計（すとっくおぷしょんかいけい）

ストック・オプションの認識・測定・開示に関する会計をいい、日本では2005年12月に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」によって取り扱われている。ストック・オプションとは、企業の従業員などがその企業の株式を事前に決められた期間と価格で一定量を取得することを選択できる権利をいう。このように、一定の期間（権利行使期間）内に一定の価格（権利行使価格）で一定数の株式を購入できる権利のことを一般に**新株予約権**という。ストック・オプションが付与された者は、後に権利行使価格に株価が上昇すれば、権利行使価格で株式を購入し、それをただちに株式市場で売却することでキャピタル・ゲインが得られる。このため、給与や賞与とならぶ、従業員等に対する報酬の一形態と考えることができる。

ストック・オプション会計で論点となるのは、企業がストック・オプションを従業員等に付与した際に、それを株式報酬費用（人件費）として認識するべきか否かという問題である。ストック・オプションは、給与や賞与と異なり、そもそも企業に現金その他の財産の流出を生じさせない。このため、株式報酬費用を認識する必要がないという考え方にもとづけば、実際に権利行使が行われた時点で従業員等から払い込まれる現金等の金額にもとづいて資本の増加を記録するだけとなる。

一方、ストック・オプションが従業員等の勤務意欲の向上や優秀な人材の獲得へ貢献すると期待されるのであれば、給与や賞与と同様に、費用を生じさせる取引と考えることもできる。たとえ現金等の支出がないとしても、例えば現物出資や贈与で取得した償却性資産の減価償却費のように、現金その他の財産の流出を一切伴わない費用計上はあり得る。こうした考え方にもとづけば、ストック・オプションを付与した際には、その公正価値をもって費用計上し、その同額を権利行使または失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上することが合理的な処理となる。

会計基準では、後者の考え方を採用しており、ブラック・ショールズ式や二項モデル等のオプション価格算定モデルによりストック・オプションの公正価値を見積り、株式報酬費用と新株予約権のそれぞれを計上するよう求めている。

概念フレームワーク（がいねんフレームワーク）

財務会計における概念フレームワークは、企業会計（特に財務会計）の基礎にある前提や概念を体系化したものである（『討議資料財務会計の概念フレームワーク』前文）。概念フレームワークは会計基準の概念的な基礎を提供するとともに、会計基準の設定主体における会計基準開発の指針として用いられる。

英米など、コモンロー系の法域に属す

る国では早くから概念フレームワークが存在していたが、我が国を含む大陸法系の法域に属する国では、概念フレームワークの導入が近年検討されている。我が国でも2004年に企業会計基準委員会から『討議資料財務会計の概念フレームワーク』が発表された（その後2006年に改訂）。

我が国の概念フレームワークは、前文と「第1章　財務報告の目的」、「第2章　会計情報の質的特性」、「第3章　財務諸表の構成要素」、「第4章　財務諸表における認識の測定」の4つの章から構成されている。前文では概念フレームワークの役割、会計基準を取り巻く環境、概念フレームワークと会計基準などについて述べられている。第1章ではディスクロージャー制度と財務報告の目的、会計基準の役割、ディスクロージャー制度における各当事者の役割などについて述べられている。第2章では会計情報の基本的な特性としての意思決定有用性、意思決定有用性を支える特性としての意思決定との関連性と信頼性、両特性間の関係、一般的制約となる特性としての内的整合性と比較可能性などについて述べられている。第3章では財務諸表の役割とその構成要素である資産、負債、純資産、株主資本、包括利益、純利益、収益、費用について述べられている。第4章では認識及び測定の意義、認識に関する制約条件、資産・負債・収益・費用の測定について述べられている。

本稿執筆時点でIASB（国際会計基準審議会）とFASB（米国財務会計基準審議会）が共同で概念フレームワークの改訂作業を進めているが、既存の概念フレームワークから大きく乖離した内容を導入しようとしているため、旧英国植民地諸国以外からの強い批判にさらされている。従って完成までには相当の時間がかかることであろう。

純利益（じゅんりえき）

『討議資料：財務会計の概念フレームワーク』によれば、純利益とは、「特定期間の期末までに生じた純資産の変動額（報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び前項にいうオプションの所有者との直接的な取引による部分を除く。）のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。純利益は、純資産のうちもっぱら株主資本だけを増減させる。（財務諸表の構成要素　第９項）」と定義される。具体的には、純利益は収益から費用を控除した後、少数株主損益を控除して求められる。純利益は企業の（所有者である）株主に帰属し、将来の配当の原資となる。ただし現在の会社法の下では純利益以外も配当の原資となりうるので、純利益が唯一の配当の原資ではない。

純利益が投資家の意思決定に用いられている、という仮説と整合的な実証結果が過去40年間にわたって蓄積されている。例としては、決算発表時に利益が市場の期待を上回った（下回った）場合に、株価が上昇（下落）する現象がある。この現象は、投資家が決算発表において報告された利益に基づいて企業の将来の業績に対する考え方を改訂したという仮説と整合している。同様に、会計数値を用いた契約に純利益（およびその構

成要素）が用いられているため契約の当事者が利益操作をおこなう誘因を持つ、という仮説と整合的な実証結果も数多く蓄積されている。この例としては、公表された純利益の分布において、「少々黒字」の企業が不自然に多く、「少々赤字」の企業が不自然に少ないという現象がある。この現象は、経営者が赤字決算を嫌って利益を上方に操作したという仮説と整合している。

包括利益（ほうかつりえき）

『討議資料：財務会計の概念フレームワーク』によれば、包括利益とは、「特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体（筆者注：企業をさす）の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分をいう（財務諸表の構成要素　第８項）」と定義される。包括利益と純利益の関係は、「包括利益のうち、(1)投資のリスクから解放されていない部分を除き、(2)過年度に計上された包括利益のうち期中に投資のリスクから解放された部分を加え、(3)少数株主損益を控除すると、純利益が求められる。（財務諸表の構成要素　第12項）」という関係にある。これらの差異のうち、少数株主に関連しない項目は「その他包括利益」とよばれる。

包括利益には、純利益に含まれない事業目的で保有された金融資産の時価変動や外国子会社の財務諸表の換算により生じる為替変動が含まれる。このため、通常包括利益の方が純利益よりもボラティリティが高く、予想可能性が低い。包括利益のこのような性質は純利益に比して投資家の意思決定に役立たないことを示している。

しかし、IASB/FASBはこの包括利益を純利益に変わる業績指標とすることに執念を燃やし続けている（「財務諸表の表示」の項目を参照）。これは、IASB/FASBが貸借対照表における資産・負債の測定属性として時価（ないし公正価値）を使用することに固執するあまり、損益計算書（IASBは包括利益計算書とよぶ）において、有用性の劣る包括利益を用いることによって損益計算書と貸借対照表の整合を図っていることに由来する。

本稿執筆時点において、ほとんどの実証研究の結果は純利益が包括利益よりも有用であることを示しており、IASB/FASBの動きは学問的に根拠のないものであるといわざるを得ない。

財務諸表の表示（ざいむしょひょうのひょうじ）

2001年以来IASB（国際会計基準審議会）はASB（英国会計基準審議会）と共同で「業績報告」プロジェクトを遂行してきた。このプロジェクトはG4+1報告書やASBの基準草案22号(FRED22)を実質的に引き継ぐ形で2001年のIASBの設立当初から進められてきたが、純利益を廃止して包括利益のみをマトリックス形式で開示する、というIASBの方針に対する各方面からの強硬な反対に遭った。結局、IASBは2003年末に当該プロジェクトを一時休止した。

いわゆるNorwalk合意を受けてIASBとFASB（米国財務会計基準審議会）が双方の会計基準の収斂を目指す過程において、業績報告書があらためて問題として

取り上げられた。結局2004年4月に行われた両者の合同会議において「業績報告」プロジェクトをあらたにIASBとFASBの共同プロジェクトとして立ち上げることとなった。共同プロジェクトでは、以下の通りプロジェクトをA,B二つのセグメント（後にフェーズ）に分けた上で、相対的に合意が得られやすいと予想されるセグメントAから議論を開始することとなった。

セグメント（フェーズ）A

- 「継続事業からの純利益」（米国基準）あるいは「利益（損失）」（国際会計基準)のような、既存の小計に類似した小計を含んでいる単一の包括利益計算書を要求するべきかどうか。
- 要求されるべき主要財務諸表は何か。(FASBは主要な財務諸表として持分変動計算書を要求するかどうかを検討する。）
- 過年度との比較財務諸表およびそれに関連する脚注の開示について、過去何年分が要求されるべきか。
- キャッシュフロー計算書において直接法を要求するべきであるかどうか。

セグメント（フェーズ）B

- 「純利益」あるいは「利益（損失）」の小計と、その他包括利益の間でリサイクルを行うことに意味があるかどうかについて検討し、もし意味があるならば、リサイクルされるべき取引および事象のタイプと、リサイクルを行うタイミングについて検討する。
- 各々の要求された財務諸表について、情報を細分化するための一貫した原則を開発する。
- 各々の要求された財務諸表の上で報告される合計および小計(営業活動および財務活動のようなカテゴリーを含むかもしれない)の定義。

その後、当該プロジェクトは「財務諸表の表示」プロジェクトと名称を変更し、2007年9月に国際会計基準1号を改訂し、フェーズAの作業をひとまず終了した。その内容はほぼ米国の財務会計基準書130号を踏襲するものであり、FASBはフェーズAに関連して何ら基準の改訂・新設をおこなわなかった。その後2008年10月にフェーズBに関するディスカッション・ペーパーが発行された。その内容は、リサイクルをおこなう現行の表示を維持するものとなっている。